

大阪公立大学医学部附属病院規程

令和4年7月27日

規程第567号

(設置)

第1条 大阪公立大学医学部附属病院（以下「病院」という。）を大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号に置く。

(目的)

第2条 病院は、大阪公立大学医学部（大学院医学研究科を含む。）における医学の教育、研究及び診療を行うことを目的とする。

(病院長)

第3条 病院に病院長を置く。

- 2 病院長は、院務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- 3 病院長は、学長の申し出に基づき、役員会の意見を聴いて、理事長が任命する。
- 4 病院長候補者を選考するため、病院長候補者選考会議を置く。
- 5 第3項の学長の申し出は、病院長候補者選考会議の推薦に基づき行う。
- 6 病院長候補者の選考は、病院長が次の各号のいずれかに該当するときに行う。
 - (1) 任期が満了するとき
 - (2) 辞任の申し出が承認されたとき
 - (3) その他の事由により欠員となるとき
- 7 病院長の任期は2年とし、再任は1回とする。ただし、前項第2号及び第3号に該当し行われた病院長候補者選考の結果、任命された病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副院長)

第4条 病院に副院長を置く。

- 2 副院長は、病院長が指名し、理事長が任命する。
- 3 副院長は、病院長を補佐し、院務を整理し、所属員を指揮監督する。
- 4 副院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、病院長の任期を越えないものとする。
- 5 病院長に事故があるとき又は病院長が欠けたときは、あらかじめ病院長が定める副院長がその職務を代行する。

(病院長補佐)

第5条 病院に病院長補佐を置くことができる。

- 2 病院長補佐は、病院長が指名し、理事長が任命する。
- 3 病院長補佐は、病院長の指示に従い、病院の運営に係る特定の事項に関する職務を行う。
- 4 病院長補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、病院長の任期を越えないものとする。

(診療科及び部)

第6条 病院に別表に掲げる診療科（センターを含む。以下同じ。）及び部（室及びセンターを含む。以下同じ。）を置く。

- 2 先端予防医療部に附属クリニック MedCity(メッドシティ)21（以下「MedCity21」という。）を大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号に置く。

(部長等)

第7条 各診療科に部長、副部長、外来主任及び病棟主任、各部に部長及び副部長（室においては、室長及び副室長、センターにおいては、センター長及び副センター長。以下同じ。）を置く。

2 必要に応じて、病院に技術監、保健主幹又は保健副主幹、診療科又は部に主査を置くことができる。
(任命)

第8条 部長及び副部長は、大学院医学研究科又は病院の常勤の教職員のうちから、病院長が指名し、理事長が任命する。

2 外来主任及び病棟主任は、大学院医学研究科又は病院の常勤の教員のうちから、病院長が指名し、理事長が任命する。

(職務)

第9条 部長は、病院長の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。

2 副部長は部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 技術監、保健主幹、保健副主幹及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。

4 技術監、保健主幹、保健副主幹及び主査の事務分担並びに所属員（前項に規定する職員を除く。）の事務分担は、別に定めるものを除くほか、病院長が定める。

(事務分掌)

第10条 各診療科の事務分掌は、次のとおりとする。

各診療科

- (1) 患者の診療に関すること。
- (2) その他医務に関すること。

2 各部（医療安全センターを除く。）の事務分掌は、次のとおりとする。

中央臨床検査部

- (1) 診療に必要な諸検査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

中央放射線部

- (1) 放射線又はラジオアイソトープによる検査又は治療に関すること。

病理部

- (1) 生体組織に係る検査及び診断に関すること。
- (2) 細胞に係る検査及び診断に関すること。
- (3) 剖検に関すること。

中央手術部

- (1) 患者の外科手術に関すること。

救命救急センター

- (1) 救急医療に関すること。

集中治療センター

- (1) 重症患者の集中治療に関すること。

リハビリテーション部

- (1) 理学療法及び作業療法による治療に関すること。

内視鏡センター

- (1) 内視鏡による診療に関すること。

人工じん部

(1) 透析療法に関すること。

輸血部

(1) 輸血用血液の管理及び検査に関すること。

医療情報部

(1) 医療情報システムの企画、開発及び管理に関すること。

(2) 病歴の管理に関すること。

薬剤部

(1) 調剤及び製剤に関すること。

(2) 薬品の管理に関すること。

(3) 薬剤、治療材料及び滋養品に関すること。

(4) 入院患者の服薬指導に関すること。

看護部

(1) 患者の看護に関すること。

(2) 看護師及び助産師の勤務に関すること。

栄養部

(1) 患者の給食に関すること。

(2) 患者の栄養の相談及び指導に関すること。

医療機器部

(1) 診療医療機器、診療材料、手術器具等の医薬品医療機器等法で規制される医療機器に関する操作、購入、管理、払い出し、メンテナンス、洗浄滅菌及び情報管理等に関すること。

臨床研究・イノベーション推進センター

(1) 臨床研究及び治験等の推進に関すること。

(2) 医療イノベーションの推進に関すること。

化学療法センター

(1) 化学療法による治療に関すること。

緩和ケアセンター

(1) 緩和ケア診療に関すること。

高精度放射線治療センター

(1) 放射線治療及びその精度管理に関すること。

ゲノム医療センター

(1) 遺伝医療及び遺伝カウンセリングに関すること。

患者総合支援センター

(1) 医療相談、医療社会事業及び医療連携に関すること。

国際診療支援センター

(1) 外国人患者の受入れに関すること。

先端予防医療部

(1) 予防医療及び先制医療に関すること。

(2) MedCity21 の運営に関すること。

卒後臨床研修センター

(1) 初期臨床研修に関すること。

(2) 後期臨床研修に関すること。

3 医療安全センターに置く各部の事務分掌は、次のとおりとする。

医療の質・安全管理部

(1) 医療に係る安全管理に関すること。

(2) 院内における事故の発生の予防及び再発の防止に関すること。

感染制御部

(1) 院内の感染対策に関すること。

新規技術・医薬品審査部

(1) 高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を用いた医療に関すること。

附 則

(施行日)

1 この規程は、令和4年7月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(最初の病院長の任期)

2 この規程による最初の病院長の任期は、第3条の規定にかかわらず令和7年3月31日までとする。

(病院長の任命)

3 理事長は、選考会議の選出した候補者を任命した又は任命しないとき、その理由を公表するとともに、選考会議の選出した候補者を任命しない場合、役員会にその理由を説明する。

別表（第6条関係）

診療科	総合診療科、循環器内科、呼吸器内科、膠原病・リウマチ内科、生活習慣病・糖尿病センター、腎臓内科、骨・内分泌内科、消化器内科、肝胆膵内科、小児科・新生児科、神経精神科、皮膚科、放射線科、放射線治療科、核医学科、消化器外科、乳腺外科、心臓血管外科、肝胆膵外科、呼吸器外科、小児外科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科（腎臓移植）、女性診療科（産科・生殖内分泌・骨盤底医学）、女性診療科（婦人科腫瘍）、眼科、耳鼻いんこう科、麻酔科・ペインクリニック科、形成外科、血液内科・造血細胞移植科、脳神経内科、歯科口腔(くう)外科、感染症内科、ゲノム診療科、リハビリテーション科、病理診断科、臨床検査科、緩和ケア内科、集中治療科
部	中央臨床検査部、中央放射線部、病理部、中央手術部、救命救急センター、集中治療センター、リハビリテーション部、内視鏡センター、人工じん部、輸血部、医療情報部、薬剤部、看護部、栄養部、医療機器部、医療安全センター、臨床研究・イノベーション推進センター、化学療法センタ

一、緩和ケアセンター、高精度放射線治療センター
一、ゲノム医療センター、患者総合支援センター、
国際診療支援センター、先端予防医療部、卒後臨
床研修センター